破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３１号
静岡県富士市南松野858番地
債務者　久保田　聡
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２０３号
天童市北久野本２丁目10番５－７号、前住所山形市大字中野目661番地７
債務者　佐々木賢一
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０４号
天童市北久野本２丁目10番５－７号、前住所山形市大字中野目661番地７
債務者　佐々木優子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
山形市小白川町５丁目19番10―809号　市営松原アパート
債務者　遠藤　秋子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
北海道北斗市七重浜２丁目８番５号
債務者　伊東　豊子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３５０号
奈良県葛城市北花内335番地２　萌黄荘東13号
債務者　Ｋ＆Ｃリサイクルこと　仲林　敬祐
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
奈良県香芝市鎌田358番地３　ヴィラ・オリエンタルＣ棟101号
債務者　福田　義邦
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４号
奈良県高市郡明日香村大字平田567番地の１、前住所奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目18番１号　108号室
債務者　中川　佳子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
埼玉県狭山市大字青柳1673番地の２　703
債務者　浮池　義秋
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５０６号
鹿児島県鹿児島市松原町３―31　相良病院緩和ケア病棟内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町8928番地36
債務者　立山　光秋
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４９０号
埼玉県越谷市千間台西４丁目18番地33
債務者　山崎　隆雄
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４９１号
埼玉県春日部市豊町２丁目10番地１　春日部ハウス１―405
債務者　富岡麻衣子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７４０号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番９―304号
債務者　大橋　房子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２号
埼玉県春日部市緑町６丁目３番２号
債務者　岡野　美保
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
埼玉県八潮市大字上馬場10番地２　斉藤ビル203号
債務者　田中　麻未
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８２０号
埼玉県川越市岸町１丁目45番地54
債務者　石橋　博也
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８号
埼玉県入間市上藤沢881―１　イーストワン204、住民票上の住所鳥取県鳥取市的場４丁目26番地１　タウンアローズ30―106号
債務者　岡前　江利
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所川越支部